

教義指第1167号  
令和4年2月14日

各市町村教育委員会教育長 }  
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長  
(公 印 省 略)

まん延防止等重点措置期間延長に伴う市町村立学校の対応について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、本県においては、依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いており、多くの市町村立学校においても、学級閉鎖等の対応を行っております。

そのような中で、国は2月10日に、本県のまん延防止等重点措置の期間を3月6日まで延長することを決定しました。

市町村教育委員会におかれましては、令和4年1月20日付け教義指第1076号「まん延防止等重点措置に伴う市町村立学校の対応について（通知）」[資料1](#)及び令和4年1月26日付け教義指第1098号「まん延防止等重点措置に伴う市町村立学校の対応（一部強化）について（通知）」[資料2](#)を踏まえて対応いただいているところですが、今回の延長に伴い、下記の点に御留意いただき適切な対応をお願いします。

なお、市町立幼稚園につきましても、実情に応じ同様の取扱いをお願いします。

## 記

### 1 授業について

ア 県立学校においては、「原則としてオンライン学習を活用した分散登校」の対応を行うこととなるが、各市町村においては、各地域の感染状況や児童生徒の発達段階等を考慮した上で下記の工夫例を参考に、必要に応じてオンライン学習を活用した分散登校や短縮授業を実施すること。

<工夫例>

- ・期間を設定しての分散登校の実施（クラスを2分割し、午前・午後で登校）
- ・期間を設定しての短縮授業の実施（5時間・部活動なし）
- ・学級規模に応じて、給食を2教室に分散して実施
- ・校内の余裕教室等を活用した分散授業の実施
- ・公立高校入試を控えた中学校3学年に対して、期間を設定した臨時休業の実施（併せてオンラインによる学習、学習課題の送付、二者面談、入試事前指導のオンライン開催等を実施）

## 2 令和4年度埼玉県公立高等学校等の入学者選抜等について

県公立高等学校の入学者選抜については、感染防止対策を徹底するとともに、陽性者や濃厚接触者等への対応策を講じた上で実施する。

対応については、令和4年2月4日付け教高指第2311-2号「令和4年度埼玉県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染拡大に対応した受検上の取扱いについて（通知）」[資料3](#)及び令和4年2月4日付け事務連絡「令和4年度埼玉県公立校等学校入学者選抜における濃厚接触者の受検に関するQ&Aについて」[資料4](#)を参照すること。

なお、受検に際する濃厚接触者の取扱いについて、教職員、生徒及び保護者に必ず周知すること。

## 3 部活動について

活動日数等については、「平日の週2日以内、1日の活動時間90分以内」に変更はないが、特に屋内での活動における感染が多数確認されているため、改めて感染対策を徹底すること。

ア 必要に応じて活動時間や活動内容の見直しを行い、事故防止や感染防止の対策を講じられない場合は、活動を行わないこと。

イ 活動に際しては、生徒や保護者への連絡等を確実にを行い、感染への不安等から活動への参加をためらう生徒に対して、安心して参加しない選択ができる環境を整えること。（参加を強制することや、参加しない生徒が不利になるような不適切な対応は絶対に行わない。）

## 4 臨時休業について

ア 学級閉鎖や学年閉鎖等の際は、速やかにオンライン学習に移行し、児童生徒の学習保障に努めること。

イ 臨時休業等の目安については、令和3年8月30日付け教保体第942-2号「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について（通知）」[資料5](#)及び令和4年1月17日付け教保体第1531-2号「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドラインの再周知等について（通知）」[資料6](#)を参照すること。

## 5 オミクロン株の特性を踏まえた感染症対策の強化・徹底について

### (1) 日々の健康観察の徹底

ア 児童生徒、教職員の日々の検温・健康観察を徹底すること。

イ 発熱等の風邪症状が見られる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は出席停止にするなど、ウイルスを学校に持ち込ませないようにすること。

### (2) 手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気・保湿の実施

ア マスクを正しく着用させるとともに、3密を避け、手洗いを徹底すること。

イ 気候上可能な限り、常時換気に努めること。（CO2モニター等を活用し、適宜換気をすること。合わせて、教室の保湿にも適切に対応すること。）

### (3) 給食時の感染対策の実施

給食時は、対面での食事を避けること。また、食事時の会話は禁止とし、食事後に会話をするときにはマスクを着用するよう指導すること。

## 6 ICTを活用した学習指導等について

- ア オンラインによる朝の会、健康観察、健康相談、教育相談など児童生徒と会話する機会を確保したり、zoomなどウェブ会議システムを活用した同時双方向型の学習指導を行ったりするなど、児童生徒等とコミュニケーションを絶やさず学びを止めない取組を実施すること。
- イ オンラインによる学習指導においては、チャット機能等を活用して、教師が児童生徒に発言を求めたり、質問させたりするなど児童生徒が主体的に学習に取り組めるように工夫すること。
- ウ 端末の持ち帰りにあたっては、児童生徒への適切な利活用の指導やルールを設定し、持ち帰りを安全・安心に行えるように、児童生徒と保護者に活用やルール等の共有をして速やかに実施すること。  
例えば、毎日端末を家に持ち帰らせるなど、いつでも端末を活用した学習指導ができるような取組を早急に検討し、実施すること。
- エ 家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対しては、家庭用モバイルルーターの貸し出しなど、これまでの取組の課題を検討しながら柔軟に対応すること。

## 7 送付資料

- 【資料1】令和4年1月20日付け教義指第1076号「まん延防止等重点措置に伴う市町村立学校の対応について（通知）」
- 【資料2】令和4年1月26日付け教義指第1098号「まん延防止等重点措置に伴う市町村立学校の対応（一部強化）について（通知）」
- 【資料3】令和4年2月4日付け教高指第2311-2号「令和4年度埼玉県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染拡大に対応した受検上の取扱いについて（通知）」
- 【資料4】令和4年2月4日付け事務連絡「令和4年度埼玉県公立校等学校入学者選抜における濃厚接触者の受検に関するQ&Aについて」
- 【資料5】令和3年8月30日付け教保体第942-2号「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について（通知）」
- 【資料6】令和4年1月17日付け教保体第1531-2号「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドラインの再周知等について（通知）」
- 【資料7】令和4年2月10日付け教高指第2350号「まん延防止等重点措置期間延長に伴う県立学校の対応について（通知）」
- 【資料8】令和4年2月10日開催 新型コロナウイルス対策本部会議資料（抜粋）

体育（保健体育を含む）を除く学習指導に関すること  
担 当 市町村支援部義務教育指導課 教育課程担当  
電 話 048-830-6742

教職員の服務に関すること

担 当 市町村支援部小中学校人事課 人事・学事・働き方改革担当  
電 話 048-830-6937

体育（保健体育を含む）に関すること

担 当 県立学校部保健体育課 学校体育担当  
電 話 048-830-6947

健康・安全に関すること

担 当 県立学校部保健体育課 健康教育・学校安全担当  
電 話 048-830-6963

I C Tの活用に関すること

担 当 県立学校部I C T教育推進課 I C T教育指導担当  
電 話 048-830-7557